

料金メニューのご案内

平成17年4月1日以降適用

I

高圧自由化のお客さまへの標準メニュー

業務用電力

- 適用条件
高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。
- 契約電力
契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。契約電力が500キロワット以上の場合、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

基本料金 (1月につき1kWあたり)

標準電圧 6,000V	1,510円00銭
----------------	-----------

電力量料金 (1kWhにつき)

	夏 季	その他季
標準電圧 6,000V	11円65銭	10円59銭

季節 区分	夏 季 : 毎年7月1日から9月30日までの期間 その他季: 夏季以外の期間
----------	---

業務用季節別時間帯別電力

- 適用条件
季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資する制度で、業務用電力の適用範囲に該当するお客さまが適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。
- 契約電力
契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。契約電力が500キロワット以上の場合、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

基本料金 (1月につき1kWあたり)

標準電圧 6,000V	1,510円00銭
----------------	-----------

電力量料金 (1kWhにつき)

	ピーク時間	夏季昼間	その他季昼間	夜間
標準電圧 6,000V	15円46銭	14円05銭	13円16銭	6円15銭

季節 区分	夏 季 : 毎年7月1日から9月30日までの期間 その他季: 夏季以外の期間	時間帯 区分	ピーク時間: 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間 ただし、別に定める日の該当する時間は除く 昼間時間: 毎日午前8時から午後10時までの時間 ただし、ピーク時間および別に定める日の該当する時間は除く 夜間時間: ピーク時間および昼間時間以外の時間
----------	---	-----------	--

予備電力A

- 適用条件
常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。
- ① 予 備 線 常時供給変電所から供給を受ける場合
② 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合
- 契約電力
常時供給分の契約電力の値といたします。

基本
料金

① 予備線 業務用電力の該当料金の5%
② 予備電源 業務用電力の該当料金の10%

電力量
料金

常時供給分の該当料金を適用

自家発補給電力A

- 適用条件
高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さまが、お客さまの発電設備の検査・補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、この契約の契約電力と常時供給分の契約電力との合計は原則として2,000キロワット未満といたします。
- 契約電力
お客さまの発電設備の容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

基本
料金

業務用電力の該当料金の10%割増し

電力量
料金

① 定期検査、定期補修による場合-----業務用電力の該当料金の10%割増し
② 定期検査、定期補修以外による場合-----①において適用される電力量料金の25%割増し

臨時電力A

- 適用条件
高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力を使用する需要で、契約使用期間が1年未満のお客さまが、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。
- 契約電力
契約電力が500キロワット未満については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただき、契約負荷設備によって得た値、契約受電設備によって得た値のうち、いずれか小さいものといたします。契約電力が500キロワット以上の場合、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

料 金

業務用電力の該当料金の20%割増し

II

オプションメニュー

メニュー銘柄	メニューの特徴
業務用ウィークエンド電力	休日のご使用量が多いお客さまにおすすめのメニュー
業務用電力II・業務用季節別時間帯別電力II	ご使用量の多い（負荷率の高い）お客さまにおすすめのメニュー
業務用電化厨房契約	電化厨房機器の導入により、その機器の使用電力量にもとづき料金を割引するメニュー
ピーク時間調整契約	夏季のピーク時間において、計画的な負荷調整を実施していただくことにより料金を割引するメニュー（契約電力が500kW以上2,000kW未満のお客さま）
業務用蓄熱調整契約	蓄熱槽等の設備の蓄熱式運転により、昼間から夜間へ移行された使用電力量にもとづき料金を割引するメニュー
深夜電力B・深夜電力C	夜間の電気を利用して電気温水器、蓄熱式電気暖房器、床暖房等をお使いになるお客さま向けのメニュー
融雪用電力A・融雪用電力AII 融雪用電力B・融雪用電力BII	屋根や道路などの融雪用として、ヒーターや散水ポンプをお使いになるお客さま向けのメニュー

料金メニューのご案内

平成17年4月1日以降適用

I

高圧自由化のお客さまへの標準メニュー

高圧電力S

○適用条件

高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)を使用するお客さまで、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、500キロワット未満といたします。

○契約電力

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

基本料金

(1月につき1kWあたり)

標準電圧	6,000V	1,200円00銭
------	--------	-----------

電力量料金

(1kWhにつき)

	夏 季	その他季
標準電圧	6,000V	10円65銭
		9円67銭

季節区分	夏 季 : 毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季: 夏季以外の期間

高圧季節別時間帯別電力S

○適用条件

季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資する制度で、高圧電力Sの適用範囲に該当するお客さまが適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

○契約電力

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

基本料金

(1月につき1kWあたり)

標準電圧	6,000V	1,200円00銭
------	--------	-----------

電力量料金

(1kWhにつき)

	ピーク時間	夏季昼間	その他季昼間	夜間
標準電圧	6,000V	14円53銭	13円21銭	12円05銭
				6円15銭

季節区分	夏 季 : 毎年7月1日から9月30日までの期間	時間帯区分	ピーク時間: 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間 ただし、別に定める日の該当する時間は除く
	その他季: 夏季以外の期間		昼間時間: 毎日午前8時から午後10時までの時間 ただし、ピーク時間および別に定める日の該当する時間は除く
			夜間時間: ピーク時間および昼間時間以外の時間



予備電力B

○適用条件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- ① 予 備 線 常時供給変電所から供給を受ける場合
- ② 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

○契約電力

常時供給分の契約電力の値といたします。

基本料金

- ① 予備線 高圧電力Sの該当料金の5%
- ② 予備電源 高圧電力Sの該当料金の10%

電力量料金

常時供給分の該当料金を適用

自家発補給電力B

○適用条件

高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)を使用するお客さまが、お客さまの発電設備の検査・補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、この契約の契約電力と常時供給分の契約電力との合計は原則として2,000キロワット未満といたします。

○契約電力

負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

基本料金

契約電力が500キロワット未満の場合は高圧電力S、契約電力が500キロワット以上の場合は高圧電力それぞれの該当料金の10%割増し

電力量料金

- ① 定期検査、定期補修による場合
契約電力が500キロワット未満の場合は高圧電力S、契約電力が500キロワット以上の場合は高圧電力それぞれの該当料金の10%割増し
- ② 定期検査、定期補修以外による場合
①において適用される電力量料金の25%割増し

臨時電力B

○適用条件

高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約使用期間が1年未満のお客さまが、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。

○契約電力

契約電力が500キロワット未満については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただき、契約負荷設備によって得た値、契約受電設備によって得た値のうち、いずれか小さいものといたします。契約電力が500キロワット以上の場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

料 金

契約電力が500キロワット未満の場合は高圧電力S、契約電力が500キロワット以上の場合は高圧電力それぞれの該当料金の20%割増し

II

オプションメニュー

メニュー銘柄	メニューの特徴
高圧電力S II・高圧季節別時間帯別電力S II	ご使用量の多い(負荷率の高い)お客さまにおすすめのメニュー
産業用蓄熱調整契約	蓄熱槽等の設備の蓄熱式運転により、昼間から夜間へ移行された使用電力量にもとづき料金を割引するメニュー
深夜電力B・深夜電力C	夜間の電気を利用して電気温水器、蓄熱式電気暖房器、床暖房等をお使いになるお客さま向けのメニュー
融雪用電力A・融雪用電力A II 融雪用電力B・融雪用電力B II	屋根や道路などの融雪用として、ヒーターや散水ポンプをお使いになるお客さま向けのメニュー

料金メニューのご案内

平成17年4月1日以降適用

I

高圧自由化のお客さまへの標準メニュー

高圧電力

○適用条件

高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)を使用するお客さまで、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、契約電力は500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。

○契約電力

使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

基本料金

(1月につき1kWあたり)

標準電圧	6,000V	1,800円00銭
------	--------	-----------

電力量料金

(1kWhにつき)

	夏 季	その他季
標準電圧 6,000V	9円27銭	8円43銭

季節区分	夏 季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	夏季以外の期間

高圧季節別時間帯別電力

○適用条件

季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資する制度で、高圧電力の適用範囲に該当するお客さまが適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

○契約電力

使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

基本料金

(1月につき1kWあたり)

標準電圧	6,000V	1,800円00銭
------	--------	-----------

電力量料金

(1kWhにつき)

	ピーク時間	夏季昼間	その他季昼間	夜間
標準電圧 6,000V	12円35銭	11円23銭	10円09銭	6円15銭

季節区分	夏 季	毎年7月1日から9月30日までの期間	時間帯区分	ピーク時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間 ただし、別に定める日の該当する時間は除く
	その他季	夏季以外の期間		昼間時間	毎日午前8時から午後10時までの時間 ただし、ピーク時間および別に定める日の該当する時間は除く
				夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間



東北電力株式会社

予備電力B

○適用条件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- ① 予 備 線 常時供給変電所から供給を受ける場合
- ② 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

○契約電力

常時供給分の契約電力の値といたします。

基本料金

- ① 予備線 高圧電力の該当料金の5%
- ② 予備電源 高圧電力の該当料金の10%

電力量料金

常時供給分の該当料金を適用

自家発補給電力B

○適用条件

高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)を使用するお客さまが、お客さまの発電設備の検査・補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、この契約の契約電力と常時供給分の契約電力との合計は原則として2,000キロワット未満といたします。

○契約電力

負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

基本料金

契約電力が500キロワット未満の場合は高圧電力S、契約電力が500キロワット以上の場合は高圧電力それぞれの該当料金の10%割増し

電力量料金

- ① 定期検査、定期補修による場合
契約電力が500キロワット未満の場合は高圧電力S、契約電力が500キロワット以上の場合は高圧電力それぞれの該当料金の10%割増し
- ② 定期検査、定期補修以外による場合
①において適用される電力量料金の25%割増し

臨時電力B

○適用条件

高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約使用期間が1年未満のお客さまが、この契約を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する必要には適用いたしません。なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。

○契約電力

契約電力が500キロワット未満については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただき、契約負荷設備によって得た値、契約受電設備によって得た値のうち、いずれか小さいものといたします。契約電力が500キロワット以上の場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

料 金

契約電力が500キロワット未満の場合は高圧電力S、契約電力が500キロワット以上の場合は高圧電力それぞれの該当料金の20%割増し

II

オプションメニュー

メニュー銘柄	メニューの特徴
高圧電力II・高圧季節別時間帯別電力II	ご使用量の多い(負荷率の高い)お客さまにおすすめのメニュー
夏季操業調整契約・長期夏季休日契約・ピーク時間調整契約	夏季のピーク期間において、計画的な負荷調整を実施していただくことにより料金を割引するメニュー
産業用蓄熱調整契約	蓄熱槽等の設備の蓄熱式運転により、昼間から夜間へ移行された使用電力量にもとづき料金を割引するメニュー
深夜電力B・深夜電力C	夜間の電気を利用して電気温水器、蓄熱式電気暖房器、床暖房等をお使いになるお客さま向けのメニュー
融雪用電力A・融雪用電力AII 融雪用電力B・融雪用電力BII	屋根や道路などの融雪用として、ヒーターや散水ポンプをお使いになるお客さま向けのメニュー